

平成22年4月1日
令和6年4月1日改定

南相馬市観光ボランティアガイド実施要項

南相馬市商工観光部観光交流課

1 目 的

この実施要項は、市民や観光等で南相馬市を訪れた方々に、南相馬市に登録している観光ボランティアガイドが、市内の観光地等（名所・旧跡・景勝地・イベント等）について案内や解説を行い、南相馬市の歴史・文化等の情報発信等観光交流事業の推進に寄与することを目的とする。

2 実施主体

南相馬市

（担当課：商工観光部観光交流課）

3 ボランティアガイド窓口受付業務担当

一般社団法人 南相馬観光協会

（南相馬市復興支援員設置業務委託）

4 南相馬市観光ボランティアガイドの定義

南相馬市観光ボランティアガイドとは、南相馬市が市民等から募集し、一定回数の観光ボランティア育成講座を受けた方又はガイド活動を行うにあたり必要な知識、経験等を有する方で市長が認定し登録した方をいう。

5 観光ボランティアガイドの登録申請

（１）南相馬市又は教育委員会等が実施する観光ボランティアガイド育成講座を受けた方及びガイド活動を行うにあたり必要な知識、経験等を有する方で、南相馬市観光ボランティアガイドに登録を希望する方は、南相馬市観光ボランティアガイド登録申請書（別紙様式１）及び活動申告書（別紙様式２）を提出する。

（２）登録期間は１年とし、希望者は登録更新を行うことができる。

6 認定証の貸与

登録されたボランティアガイドに、認定証（別紙様式３）を貸与する。

7 観光ボランティアガイドの職務と活動

（１）観光ボランティアガイドは、観光交流課の要請指示のもと活動を行う。

（２）公共施設等でのボランティア活動であることを認識し、良識ある言動に努める。

（３）観光ボランティア活動を行った場合は、活動内容をガイド実施報告書（別紙様式４）に記録し一般社団法人南相馬観光協会経由で観光交流課に提出する。

8 ボランティア活動経費

ボランティアガイドによる謝礼金は１回３，０００円とし、また研修地までの旅費等については、予算の範囲内で南相馬市が負担する。

9 ボランティア保険の加入

ボランティアガイドとして登録された方は、南相馬市負担によりボランティア保険に加入するものとする。

10 その他

震災の語り部講話については、生涯学習課「まちづくり出前講座」より申し込むものとする。